

国水下企第 11 号
国水下事第 10 号
国水下流第 2 号
平成 30 年 5 月 18 日

各都道府県知事 殿
各指定都市の長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人 都市再生機構理事長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部長

出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について

出水期における下水道施設の管理等については、都市浸水被害の軽減のため、平成 27 年に水防法及び下水道法の改正を行ったところであり、関係部局等とも連携を図りつつ、下記事項及び「出水対策について」（平成 30 年 5 月 8 日国水防第 28 号）に留意の上、遺漏のないよう、お願いしたい。また、近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることを踏まえ、ハード対策のみならず、避難体制の充実・強化等のソフト対策にも万全を期するようお願いしたい。特に、東日本大震災、平成 28 年熊本地震等により、下水道施設に大きな被害が生じているところについては、十分な対応を図られたい。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願いたい。

記

1. 下水道施設の点検等について

(1) 雨水を排除するための下水道施設（管きよ、ます、マンホール、樋門、伏越し、雨水調整池、ポンプ場等）については、施設の損傷の有無の確認等に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を講ずるようお願いしたい。また、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、管理者と連携の上、適切に対応願いたい。

ア. 管きよ

- ・土砂等の堆積状況

イ. ます

- ・落葉、ごみ等の付着状況
- ・土砂等の堆積状況

ウ. マンホール

- ・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況

エ. 樋門

- ・ゲートの開閉状況

オ. 伏越し

- ・土砂等の堆積状況

カ. 雨水調整池等

- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況
- ・安全柵等の損傷状況

キ. ポンプ場・処理場

- ・ポンプ、自家発電設備の作動状況
- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

(2) 低地に設置されている処理場、ポンプ場については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検するとともに、浸水のおそれがある場合には、機器等の設置高さの変更、迅速な復旧作業に必要な資機材の確保等の措置を講ずるようお願いしたい。

(3) 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずるようお願いしたい。

2. 豪雨時における体制確保等について

(1) 迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めるようお願いしたい。

(2) 豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めるようお願いしたい。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意お願いしたい。

(3) 豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等を十分に把握お願いしたい。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図られたい。

3. 水防体制の強化について

(1) 豪雨時に、人員及び水防資機材の動員、情報の収集、緊急連絡、適切な水防工法の実

- 施等が迅速かつ効果的に行えるよう、関係機関等と十分情報交換をするようお願いしたい。
- (2) 水防資機材の点検整備または手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、仮設ポンプの準備等の措置を講ずるようお願いしたい。
 - (3) 企業等の浸水被害軽減や早期の業務再開に資する BCP 作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるようお願いしたい。
 - (4) 平成 27 年に改正した水防法において、内水に係る下水道施設の水位情報の通知・周知制度（第 13 条の 2）、想定される最大規模降雨に対応する浸水想定区域制度（第 14 条の 2）を創設したところである。水位周知下水道の指定については、十分に検討し、速やかにその適切な指定に努めるようお願いしたい。また、水位周知下水道に指定した場合、その浸水想定区域の指定・公表を速やかに行うようお願いしたい。

4. 防災意識の啓発、地域住民への防災情報の提供について

- (1) 内水ハザードマップの作成や、雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、これらの情報の住民への提供や防災訓練等での活用などを通じて、住民の防災意識の啓発に努めるようお願いしたい。
- (2) 豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めるようお願いしたい。
- (3) 大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン（時系列の防災行動計画）等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図られたい。

5. 地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水対策について

地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水は、電気施設の停電や地下空間の天井までの冠水による人的被害の発生等、大きな被害を生じるおそれがあることから、「地下街・地下鉄及び接続ビル等における内水に係る防災・減災対策の推進について」（平成 27 年 8 月 27 日国水 downstream 第 40 号）において、地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者等と連携して次のことに努めるよう通知したところであるが、引き続き十分な対応を図られるようお願いしたい。

- (1) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び公表の支援
- (2) 地下空間の浸水に対する危険性の事前周知、啓発
- (3) 地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達
- (4) 防災体制の確保
- (5) 地下空間への雨水流入の防止等浸水被害軽減対策の推進

6. 出水期間中の工事等について

- (1) 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管き

よ内工事等」という。)については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きよ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きよ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きよ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いしたい。なお、管きよ内工事等の実施にあたっては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」を参考にするようお願いしたい。

(2) 工事等の実施にあたっては、工事仮設物が河川等の洪水流下機能を阻害するなどにより、浸水被害を助長することがないように留意願いたい。

7. 都道府県知事による重大な浸水被害を防止するための指示について

都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第 37 条第 1 項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応願いたい。